

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 手引き

高等職業訓練促進給付金の給付を受けて、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

- 貸付対象者
 - ・母子家庭の母又は父子家庭の父
 - ・高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方
- 貸付限度額
 - ①入学準備金 50万円以内
 - ②就職準備金 20万円以内
- 申請先 福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

社会福祉法人京都府社会福祉協議会
総務企画部 福祉経営推進課

〒604-0874

京都市中京区竹屋町烏丸東入る清水町375番地

京都府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内

☎：075-252-6292（平日8:30～17:00）

✉：kikaku@kyoshakyo.or.jp

URL：<https://www.kyoshakyo.or.jp/fukushikeiei/fukushishikashitsuke/>

目 次

01	訓練促進資金を希望される方へ	3
02	申請から資格取得までの流れ	4
03	申請について	5
04	入学準備金について	6
05	就職準備金について	7
06	返還猶予・返還免除	8
07	返還	9
08	資格取得から返還免除までの流れ	10
09	在学中の各種手続き	11
10	卒業後の各種手続き	12
11	その他	13

01

訓練促進資金を希望される方へ

申請を希望される方は、この手引きを十分お読みになり
申請ください。

訓練促進資金は貸付制度（借りるもの）です

- ・一定の要件を満たした場合に限り、返還が全額免除されます。
(P.9の「返還猶予・返還免除」参照)
- ・訓練促進資金を借りる方は申請者ご本人のみです。

連帯保証人が必要です

- 原則、連帯保証人1名が必要です。
 - 連帯保証人は、別世帯、別生計である必要があります。
 - 連帯保証人を立てる場合は、無利子です。
 - 連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子ですが、履行猶予期間経過後は、年1.0%の利子が付されます。
 - ただし、貸付を受けようとする者が未成年の場合は法定代理人が保証人となります。
- ※連帯保証人は、貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、延滞利子を含むものとします。
- なお、法定代理人が生活保護を受給していたり、無収入である場合は、原則として資力のある者を別に連帯保証人として立てることが必要です。

貸付には審査があります

貸付申請者に対し、厳正な審査を行います。審査結果によっては貸付ができない場合もありますので、ご了承ください。

02

申請から資格取得までの流れ

申請

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）担当窓口へ貸付申請書類一式を提出
(詳細はP.5「03申請について」参照)

決定

借受人宛に貸付案内を送付

契約

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）を通じて、書類を提出
(詳細はP.6「入学準備金について」参照)

送金

入学準備金 50万円以内

修学

養成施設修学期間

資格 取得

就職準備金 20万円以内
(詳細はP.7「就職準備金について」参照)
福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）担当窓口へ書類を提出

03

申請について

提出書類

(申請者が作成・準備する書類)

- ①ひとり親家庭高等職業訓練促進貸付申請書
- ②高等職業訓練促進給付金の支給決定通知の写し
- ③連帯保証人の所得を証明する証明書
- ④申請者及びその扶養している児童の住民票記載事項証明書
(全世帯分)
- ⑤入校(入所)証明書(修行している養成施設の長が証明する在籍証明書等)
- ⑥入学準備金の使途を聞き取りさせていただくことがあります。

連帯保証人

「訓練促進資金を希望される方へ(P.3)の連帯保証人について」
を参照ください。

提出先

福祉事務所(各市区福祉事務所又は府保健所)

04

入学準備金について

入学後、およそ3ヶ月以内に申請してください。

貸付額

入学準備金 50万円以内

※養成施設への入学に必要な資金[授業料を除く]

提出書類

①借用証書

②印鑑登録証明書

（本人・連帯保証人を付ける場合は連帯保証人も必要です。）

③振込口座申込・変更申請書

④振込口座の通帳コピー又は画面のスクリーンショット

（金融機関名・支店名・口座の種別・口座番号・口座名義がわかるコピー）

送 金

必要書類が提出された後、送金します。

提出先

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

05

就職準備金について

※改めての案内は行いませんので、各自手続きを行ってください。

貸付額

就職準備金 20万円以内

- ①原則、資格取得後、1年以内の提出をお願いします。
- ②最終学年時又は卒業年になります。

提出書類

免許証の写し・資格登録証の写し・登録済証の写し・資格取得合格通知の写し・資格登録済証明書の写しの内、いずれかの書類

送 金

必要書類が提出された後、送金します。

提出先

福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）

※注意事項

- ・返還免除の要件の判定には、以下の書類が必要となります。
免許証の写し又は資格登録証の写し
(いずれも、氏名・登録番号・登録日等が記載されているもの)
- ・登録日から返還免除期間開始となります。
- ・合格証の写しを提出いただくことで就職準備金を送金します。
ただし、免許証の写し又は資格登録書の写しを書類が整い次第、
提出ください。未提出の場合は、返還対象となる場合があります。

06

返還猶予、返還免除

返還猶予

下記①～③のいずれかに該当する場合は、申請により返還を猶予することができます。

- ①養成施設を卒業後、資格に基づく仕事に従事しているとき
- ②貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、進学のため他の養成施設等に在学しているとき
- ③災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由（出産・育児等も含む）のため休職または離職するとき

返還免除

下記のすべての要件を満たした場合、返還は免除されます。

- ①養成施設を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職
※やむを得ない事由で国家試験が受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、養成施設を修了した年度の翌年度の資格取得した日から1年以内に就職
- ②京都府内等において、取得した資格が必要な業務に従事
※週20時間未満の勤務は対象となりません。
※「取得した資格が必要な業務」については個別判断する場合があります。
- ③5年間従事
※従事期間が5年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

返還

下記のいずれかに該当する場合は、貸付金の返還となります。
(返還免除や返還猶予の場合を除く)

- ①訓練促進資金の契約を解除されたとき
- ②卒業の翌年度までに資格取得試験に合格できなかつたとき
- ③資格に基づく就労ができなくなつたと認められたとき
- ④業務外の事由により死亡し、又は障害により貸付を受けた促進資金を返還することが出来なくなつたとき

返還の方法

原則、返還の事由が発生した月の翌月から返還開始となります。

返還方法は2種類あります。

①一括返還

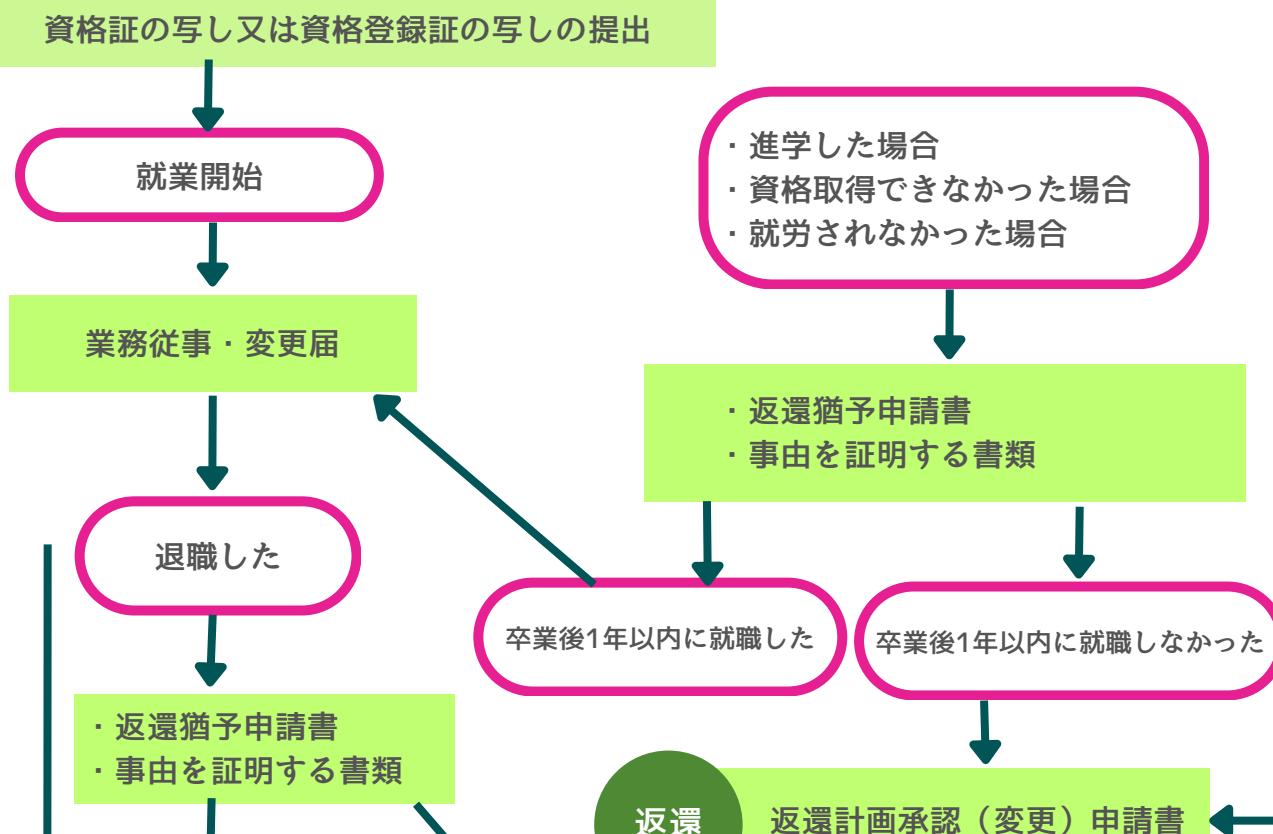
②分割返還（分割返還にするときは10年以内に返還してください。）

※正当な理由がなく、返還計画より遅れると年3.0%の延滞利子を加算します。

08

資格取得から返還免除までの流れ

1年目



卒業後、必要書類の提出なし

2年目～5年目

従事期間証明書（毎年提出）

（2年目～5年の就業状況確認）

※転職等により従事先が変更になった場合は、業務従事（変更）届を提出

業務開始から5年間継続従事した

返還免除申請書

下記内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

- ・住所又は氏名
- ・従事先
- ・連帯保証人

貸付金の当然免除

09

在学中の各種手続き

事 項	提 出 書 類
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住所・氏名変更届 ■ 証明できる書類 運転免許証（裏表とも）のコピー、戸籍謄本（抄本）の原本+附票など
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住所・氏名変更届 ■ 証明できる書類 運転免許証（裏表とも）のコピー、住民票の記載事項証明書など
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 連帯保証人変更届 ■ 印鑑登録証明書（変更のあった連帯保証人のもの）
休学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修学状況等変更届 ■ 証明できる書類
復学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修学状況等変更届
退学したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修学状況等変更届 <p>※借り受けた修学資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「07 返還」のページを確認してください。</p>
停学その他の処分を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修学状況等変更届 ■ 証明できる書類
本人が死亡したとき又は心身の故障のため継続をする見込みがなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 返還免除申請書 ■ 証明できる書類 死亡…死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し 心身の故障…医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）
在学中に返還するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約解除（貸付辞退）届 <p>※借り受けた促進資金を返還していただくことが必要です。返還の手続きは、「7 返還」のページを確認してください。</p>
母子家庭の母又は、父子家庭の父でなくなったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約解除（貸付辞退）届（就職準備金申請者のみ） ■ 高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（写し）
四半期ごとの修学状況報告（高等職業訓練促進給付金手続き）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉事務所（各市区福祉事務所、町村域は府保健所）へ在学証明書を提出ください。

事 項	提 出 書 類
氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名 変更届 ■証明できる書類（運転免許証（裏表とも）のコピー、戸籍謄本（抄本）の原本+附票など）
住所を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■住所・氏名 変更届 ■証明できる書類（運転免許証（裏表とも）のコピー、住民票の記載事項証明書など）
連帯保証人を変更するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■連帯保証人変更届 ■印鑑登録証明書（変更のあった連帯保証人のもの）
従事先を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■業務従事・変更届 ■従事期間証明書 ■従事日数内訳証明書
業務上の事由により本人が死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続できなくなったとき（当然免除）	<ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書 ■従事期間証明書 ■証明できる書類 <p>死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）</p> <p>疾病等の場合：医師の診断書の写し及び労災保険の請求書の写し（事業主の証明が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ■従事日数内訳証明書
業務外の事由により本人が死亡し、又は障害により貸付を受けた促進資金を返還することができなくなったとき（裁量免除）	<ul style="list-style-type: none"> ■返還免除申請書 ■従事期間証明書 ■証明できる書類 <p>死亡の場合：死亡証明書・死亡届・死亡診断書の写し</p> <p>障害の場合：医師の診断書の写しなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ■従事日数内訳証明書
返還免除要件を満たさず該当業務を退職したとき	<p>«該当業務に従事したことがない場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> ■返還計画承認・変更 申請書 ■従事日数内訳証明書 <p>«該当業務に従事した期間がある場合»</p> <ul style="list-style-type: none"> ■従事期間証明書 ■返還免除申請書 ■従事日数内訳証明書
入学準備金のみ申請の方で資格を取得したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■資格免許証写し等

住所、氏名の変更手続きについて

提出物：住所・氏名変更届

住所又は氏名が不明な場合は、書類の提出に関するご案内をお送りすることができませんので、住所又は氏名に変更があった場合は、事項発生時から15日以内に「住所・氏名変更届」を提出してください。

従事期間証明書の提出について

卒業後は、毎年、返還免除対象業務に従事したことを証明する「従事期間証明書」の提出が必要です。

HPからダウンロードした様式又は福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）から送付された様式に必要事項を記入し、職場に証明を依頼の上、福祉事務所（各市区福祉事務所又は府保健所）に提出してください。

※返還免除対象業務に従事していても、従事期間証明書の提出がない場合は返還を求めることがありますので、ご注意ください。

その他

貸付要綱、手引き、各種様式は府社協HPに掲載しています。
必要に応じてダウンロードの上、御利用下さい。

こちらから
ダウンロードして
ください。

